<del>(削る)</del>

(削る)

### 12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 第4 居宅訪問型児童発達支援
  - 1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 1,035単位 注  $1 \sim 4$  (略)
    - 5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通 所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第

数の100分の90に相当する単位数

- <u>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)</u> ハにより算定した単位 数の100分の80に相当する単位数
- 12 福祉·介護職員処遇改善特別加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10の3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。
- 13 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
    - イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数
    - ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数
- 第4 居宅訪問型児童発達支援
- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) <u>991単位</u> 注1~4 (略)
  - 5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通 所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第

2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、 1日につき5単位を所定単位数から減算する。<u>ただし、令</u> 和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を 満たしていない場合であっても、減算しない。

### 2 • 3 (略)

- 4 福祉·介護職員如遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算 定した単位数の1000分の81に相当する単位数
  - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算 定した単位数の1000分の59に相当する単位数
  - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 (削る)

(削る)

(削る)

2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき 5単位を所定単位数から減算する。

#### 2 · 3 (略)

- 4 福祉·介護職員如遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算 定した単位数の1000分の79に相当する単位数
    - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算 定した単位数の1000分の58に相当する単位数
    - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算 定した単位数の1000分の32に相当する単位数
    - <u>二</u> 福祉・介護職員処遇改善加算(N) ハにより算定した単位 数の100分の90に相当する単位数
    - <u>ホ</u> 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位 数の100分の80に相当する単位数
- <u>5</u> 福祉・介護職員処遇改善特別加算
  - <u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

5 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき)

1.035単位

注1~3 (略)

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準 第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第 3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき 5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月 31日までの間は、指定通所基準第79条において準用する指 定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない 場合であっても、減算しない。

# 1の2~2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準

として都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援 事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の 1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

6 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき)

991単位

注1~3 (略)

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準 第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定 する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所 定単位数から減算する。

# 102~2 (略)

3 福祉·介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当